注意事項 「水力発電施設、ずい道等新設事業」に係る労務費率及び労災保険率について

令和７年度中に終了した業種番号31「水力発電施設、ずい道等新設事業」※の元請工事がある場合は、下記にご注意ください。

※　平成30年４月以降の業種番号31「水力発電施設、ずい道等新設事業」に係る労務費率及び労災保険率に誤りがありました。令和３年２月に修正した労務費率及び労災保険率は下記のとおりですが、平成30年４月から令和３年１月までに労災保険の保険関係が成立した事業等に係る総括表の記載方法等については、厚生労働省ホームページをご確認ください。

事業の種類【水力発電施設、ずい道等新設事業】

	（修正前）		（修正後）
労務費率：	19%	→	18%
労災保険率：	62/1,000	→	64/1,000

なお、令和３年４月から令和６年３月までの労務費率は「19%」、労災保険率は「1,000分の62」のままで変更はありません。

別添様式

労働保険等
年度一括有期事業総括表（建設の事業）

事業主控

労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号

一括有期事業報告書　　枚添付

業種番号	事業の種類	事業開始時期	請負金額	労務費率	賃金総額	保険料率 基準料率	保険料率 メリット料率	保険料額
			円		千円	1000分の	1000分の	円
31	水力発電施設、ずい道等新設事業	平成27年3月31日以前のもの		18		89		
		平成30年3月31日以前のもの		19		79		
		令和6年3月31日以前のもの						
		令和6年4月1日以降のもの		19		34		
32	道路新設事業	平成27年3月31日以前のもの		20		16		
		平成30年3月31日以前のもの				11		
33	舗装工事業							
34	鉄道又は軌道新設事業							
35	建築事業	平成30年3月31日以前のもの		23		11		
		平成30年4月1日以降のもの				9.5		

業種番号31「水力発電施設、ずい道等新設事業」の事業開始時期が「令和６年３月31日以前のもの」については、「労務費率」及び「基準料率」の欄が空欄となっております。
記載方法等については、厚生労働省ホームページをご確認ください。

令和７年度中に終了した業種番号31「水力発電施設、ずい道等新設事業」の元請工事がある場合の注意事項を、厚生労働省ホームページに掲載しています。ご確認ください。
ご不明な点があれば、管轄の都道府県労働局にお問い合わせください。
（下記のURLもしくは「年度更新に係るお知らせ」で検索してください。）
＜URL＞https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/roudouhoken21/index.html